

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は、平成17年の国勢調査で37,183人でしたが、10年後の平成27年で31,105人と年々減少傾向にあります。平成27年の年齢階層別の人口構成をみると、15歳未満の年少人口割合が9.6%、15～64歳の割合が53.7%、65歳以上の老年人口の割合は36.6%となっています。老年人口比率が年少人口比率を大きく上回っており、急速な少子高齢化が進展しています。

産業構造については、平成22年度の就業者数の構成比をみると、第1次産業が7.2%、第2次産業は22.5%、第3次産業は66.0%となっています。第1次産業、第2次産業は減少傾向にあり、第3次産業は増加傾向にあるものの、第1次産業、第2次産業の減少分を補うにはいたっていません。

工業の事業所数は若干の増減を繰り返しながらも減少傾向にあり、平成20年で81箇所ありましたが平成26年では45箇所となっています。また、製造品出荷額等は、平成20年以降減少傾向にあり、平成26年で約108億円となっています。全般に職人の高齢化により技術力の低下、および後継者不足に陥っており、事業者の現状課題となっています。

(2) 目 標

本計画の認定によって、老朽化した設備等の更新、新規設備導入を促し、労働生産性を高めながら、品質向上、取引量の拡大、雇用の拡大につなげ、本市の地域経済の活性化を図り、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

これにより、中小企業者の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤をつくり地域経済の発展することを目指します。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計

画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備は雇用の創出及び安定を図る等の観点から、自己の工場や事務所等建築物の屋上に設置するもので、全量売電を目的とせずその発電電力を直接生産等に供するものに限り対象とします。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の地形、及び都市計画区域の市街化区域は、合併前の旧町村の区分に分かれていることから、導入基本計画に定める区域は、市内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業規模に応じ、できる限り幅広く事業者を支援する必要があることから、導入基本計画に定める業種及び事業は、全業種、全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。